

2025 年 10 月 23 日

お取引先 各位

株式会社朝日工業社

朝日工業社グループにおけるお取引先との交際について

当社グループは、持続可能な社会の実現に向け、役職員が遵守すべき行動指針として「朝日工業社グループ CSR 調達方針」を制定しております。この方針に基づき、当社グループと取引関係にある皆様（以下「お取引先」）との交際につきまして、下記の通り取り扱うことといたしました。

本取扱いとは、当社グループの役職員が高い倫理観をもって業務を行うことを目的とし、役職員が取引先からの不適切な利益の供与や受領を行わないこと等を求めるものです。これまでは具体的な基準や判断の目安が明確ではなかったため、本取扱いを通じて全役職員が共通して遵守すべき事項を定めることとしました。お取引先の皆様におかれましては、本趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 本取扱いの対象者

- ・ 当社グループに所属する全ての役職員

2. 「お取引先」の定義

- ・ 当社グループが現在または将来にわたり、業務や資材等を発注する、または発注する可能性のあるすべての取引先を「お取引先」と定義します。

3. 本取扱いの内容

(1) 当社グループ役職員において禁止される行為（例）

- ① お取引先からの飲食・ゴルフ・旅行等の接待を受けること
- ② お取引先からの金銭（商品券等を含む）、物品、不動産等の贈与・貸与を受けること
- ③ お取引先から無償または著しく低額な対価でサービスや役務の提供を受けること
- ④ 役職員個人が負担すべき費用をお取引先に負担させること

(2) 禁止に該当しない行為（例）

- ① 会社主催の出席者費用を、出席人数に応じてお取引先と折半する等、相応の負担を伴うもの
- ② 社名入りカレンダー・手帳等、通例内の記念品の受領
- ③ 社交儀礼の範囲内の香典・祝儀等の受領

4. 相談・通報受付窓口

- ・ 窓 口：株式会社朝日工業社総務本部法務コンプライアンス部
- ・ メール：tsuho-t40@asahikogyosha.co.jp
- ・ 電 話：03-6452-8181（受付時間：平日 8:45～17:30）

以 上